IFRS Sustainability

2026年10月

公開草案ースナップショット

IFRS®サステナビリティ開示実務記述書第1号

自然関連開示

目 的

本実務記述書は、IFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）を適用する企業が、投資者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを支援することを目的としている。

提 案

提案された要求事項は、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」の要求事項を基礎とし、これを補完するように設計されている。これらの要求事項は、自然関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報の開示を支援するために詳細（specificity）を追加しており、「実務記述書」に含まれている。企業は、ISSB基準への準拠を表明するために本実務記述書に準拠することを要求されないことになる。

次のステップ

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、本公開草案に対するフィードバックを検討し、「IFRS®サステナビリティ開示実務記述書第1号」として最終化するか、それとも自然関連の内容を別の形式（例えば、「基準書」）として公表するかを決定する予定である。

コメント期限

2027年2月19日

なぜISSBは、自然に関する追加的な開示要求を提案しているのか

はじめに



Emmanuel Faber
ISSB議長



Sue Lloyd
ISSB副議長

生産のための水へのアクセスであれ、輸送のための河川へのアクセスであれ、又は受粉のためのミツバチへのアクセスであれ、世界中の企業は自然に依存している。例えば、水不足、森林破壊及び生物多様性の喪失を通じて、これらの環境資源に対する企業のアクセスが脅かされる場合、当該企業は企業自身の見通しに影響を与える（affect）リスク及び機会に直面する可能性がある。

投資者は、これらのリスク及び機会を価格付けし、資本を配分するために、これらに関する情報を求めている。

我々は、この提案された要求事項は、企業に対して、意思決定に有用な情報を提供するためのツールを提供し、世界中の法域が考慮すべき重要な（important）ものであると考えている。

皆様のフィードバックをお待ちしている。

ISSB基準が既に要求していること

IFRS S1号は既に、企業が、異なる時間軸にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コスト（企業の見通し）に影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を開示することを要求している。

企業が自然に関連するサステナビリティ関連リスク及び機会（水ストレスから生じるリスクなど）にさらされている場合、当該企業は、IFRS S1号を適用する際に、これらのリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を提供する。

さらに、企業が、自然に関連する気候関連のリスク及び機会（増大する水ストレスから生じるリスクなど）にさらされている場合、当該企業は、IFRS S2号を適用する際に、自然関連の重要性がある（material）情報を提供する。[1]

IFRS S1号及びIFRS S2号は、自然関連開示に固有の要求事項を提供していない。

ISSBのリサーチは、次のことを明らかにした。

- 自然関連のリスク及び機会は、さまざまな方法で、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス及び資本コストに影響を与え（affect）得る。これらの影響（effects）は産業によって異なり、異なる時間軸で発生する。
- 投資者は、企業への資源の提供に関する意思決定に情報をもたらすために、当該企業の自然関連のリスク及び機会に関する情報を必要としている。しかし、投資者は意思決定に有用な情報を入手するにあたって課題に直面している。
- 投資者に共通の情報ニーズの多くの領域は、IFRS S1号及びIFRS S2号の要求事項によって対処されている。

1 本文書における「企業」の用語は、サステナビリティ関連財務開示を提供する企業をいう。「投資者」という用語は、企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり、企業の一般目的財務報告書（サステナビリティ関連財務開示を含む。）を利用する、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者をいう。

提案の開発に対するISSBのアプローチ

提案は、企業が、投資者に対して、自然に関する高品質で、比較可能で、意思決定に有用な開示をどのように提供できるかを定めるために、IFRS S1号及びIFRS S2号を基礎とし、これを補完するものである。

自然関連のリスク及び機会に関する開示の追加的な詳細（specificity）を導入する要求事項は、企業が投資者の情報ニーズを満たし、ISSB基準を適用する企業が提供する自然関連開示の一貫性及び比較可能性を改善するのに役立つことになる。

追加的な詳細（specificity）は、例えば、自然関連のリスク及び機会の所在地関連の側面に関する投資者に共通の情報ニーズに対処するために必要である。

投資者に共通の情報ニーズに対処するための実務的かつ効率的なアプローチを提供するために、提案は、

- IFRS S1号の概念的基礎及び全般的要求事項並びにIFRS S2号の気候関連開示の要求事項を基礎としている。
- 「自然関連財務開示に関するタスクフォース」（TNFD）のフレームワーク（提言、指標及び追加的なガイダンスを含む。）を活用している。

提案は、IFRS S1号及びIFRS S2号の内容と重複しない。

本実務記述書は、IFRS S1号及びIFRS S2号とあわせて適用される。

本公開草案は、IFRS S1号及びIFRS S2号のいかなる要求事項も変更することを提案していない。

気候と自然は密接につながっている。IFRS S2号を適用することにより、企業は、企業自身の気候関連のリスク及び機会の自然関連の側面に関する具体的な情報を提供し、本実務記述書の要求事項を満たすための追加的な情報（例えば、所在地関連の情報）を提供する。

TNFDフレームワークを用いている企業

TNFDフレームワークを用いている企業は、本実務記述書を適用する上で良い立場にいることになる。したがって、TNFDフレームワークを引き続き用いることは、本実務記述書に備えるための良い方法である。そのような企業は、例えば、TNFDの開示指標を用いることが認められるため、本実務記述書に円滑に移行することができる。

提案されている本実務記述書とTNFD提言とのマッピングは、それらがどのように整合しているか、また、ISSBがTNFDフレームワークをどのように活用したかを示すことになる。[2]

2　IFRS財団は、提案されている実務記述書とTNFD提言とのマッピングを、適切な時期に利用可能にする予定である。

なぜISSBは、「基準書」ではなく「実務記述書」を提案しているのか

本実務記述書は、次のように説明されている

「IFRS実務記述書」は、IFRS財団が要求事項及びガイダンスを公表するための、確立された形式である。

提案されている本実務記述書は、独立した文書であり、ISSB基準を補完し、ISSB基準とあわせて適用されるように設計されている。

企業が本実務記述書への準拠を主張する場合、本実務記述書適用による企業の財務報告への影響（effect）は、ISSB基準適用による影響（effect）と同じである。本実務記述書を使用する企業は、重要性がある（material）場合、本実務記述書に示されている情報を提供することが要求される。

「IFRS実務記述書」は、「IFRS基準」ではない。ただし、「IFRS実務記述書」を開発するためのプロセスは、「IFRS基準」を開発するためのプロセスと同じである。このプロセスには、公開草案の公表及び「IFRS基準」の提案と同期間にわたる公開協議が含まれる。

「実務記述書」を提案するISSBの決定は、提案された要求事項の公表時点における報告環境を反映している。

多くの企業及び法域は、IFRS S1号及びIFRS S2号の導入及び採用の過程にある。したがって、ISSBは、次のことのバランスをとる必要があると考えている。

- 投資者に共通の情報ニーズに対処するために、自然関連開示の要求事項を定めることによって、自然関連のリスク及び機会に関する高品質な報告を支援することの便益
- 「IFRS基準」における新たな要求事項により生じるであろう、IFRS S1号及びIFRS S2号の世界規模での導入及び採用に対する混乱（disruption）のリスク

「IFRS実務記述書」は、ISSBがこのバランスを達成することを可能にする。

「実務記述書」は「基準書」ではないため、

- **企業は、ISSB基準への準拠を表明するために、本実務記述書に準拠することは要求されないことになる。**
  しかし、企業は、自然関連のリスク及び機会に関する高品質で意思決定に有用な情報を投資者に提供するために、本実務記述書に準拠することを選択することができる。
- **法域は、ISSB基準の採用法域であると記述されるために、本実務記述書を採用することは要求されないことになる。**しかし、ISSB基準を採用するか、又は自国の基準を開発するためにISSB基準を他の方法で使用する法域は、国内の資料に本実務記述書を含め、利用可能とすることができる。法域はまた、IFRS S1号及びIFRS S2号の採用への混乱（disruption）が生じるリスクを考慮して、本実務記述書の使用を要求するかどうか、また要求する場合にいつ要求するかを決定することができる。新しい「基準書」に含めたり、IFRS S1号又はIFRS S2号を修正したりする代わりに、提案された要求事項を「実務記述書」に含めることで、法域がそれぞれの状況に基づき、自然関連開示を支援するために、本実務記述書をどのように使用するのが最善であるかを決定できるようになる。

ステークホルダーは、次の事項に関して意見を求められている。

- 「実務記述書」の形式が、自然関連開示の質の改善の必要性とIFRS S1号及びIFRS S2号の導入及び適用への混乱（disruption）を避ける必要性のバランスを効果的にとるかどうか
- もしコメント提出者が異なる形式を選好する場合、その異なる形式（IFRS S1号若しくはIFRS S2号の修正、又は発効日の定められた（若しくは定められていない）新しい「基準書」など）は、そのようなバランスを達成できるかどうか、また、達成できる場合、どのように達成できるか。これらのコメント提出者は、異なる形式が、「実務記述書」と比較して、適用のコスト及び実行可能性への影響（effects）、又は財務報告の質の改善という点で、どのように異なる結果をもたらすことになるかを説明することが求められる。

ステークホルダーからのフィードバックにより、ISSBは、自然関連開示の要求事項を「実務記述書」の形式で公表するか、又は異なる形式（例えば、「基準書」として）で公表するかを評価できるようになる。

本実務記述書はいつ利用可能となるか

本実務記述書は、IFRS S1号及びIFRS S2号を適用する企業が、その公表日から利用可能となる。

提案は、企業が最初に本実務記述書を適用する日（年次報告期間の期初となる。）が、本実務記述書の適用開始日となることを定めている。

本実務記述書を適用する企業は、本実務記述書の適用開始日より前のいかなる期間についても、本実務記述書において定められた開示を提供することを要求されないことになる。

「実務記述書」は、ISSB基準を適用する企業が、本実務記述書への準拠に向けて作業しながら（すなわち、本実務記述書のすべての要求事項の適用に向けて作業しながら）、要求事項の適用を開始することを可能にする。

企業は、本実務記述書のすべての要求事項に準拠している場合にのみ、本実務記述書への準拠を主張することができる。

将来の開発

自然関連の開示を「実務記述書」の形式で提案することを決定するにあたって、ISSBは、自然関連開示の進展（developments）を評価する予定であり、適切な時期（in due course）に次のことを考慮することに留意した。

- ISSB基準、本実務記述書及び他のISSBの資料（materials）があわせてどのように機能しているか
- 投資者に関連する自然関連開示を進化させるために、さらなるステップが必要かどうか

例えば、「実務記述書」の公表後、ISSBは、その後に自然関連の内容を「基準書」（独立のもの又はIFRS S1号の付録などの別の形式のいずれか）として公表することを決定する可能性がある。そのような意思決定を行うにあたっては、ISSBは、本実務記述書の適用の経験（市場における実務に関するフィードバックを含む。）を考慮することになる。

自然関連の内容を「基準書」として公表するために、本実務記述書から進化させるその後の提案はすべて、IFRS財団のデュー・プロセスに従い、公開協議の対象となる。

どの自然関連の情報を開示すべきかについての企業の理解を支援する

IFRS S1号は既に、企業に対して、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会（自然に関連するものを含む。）に関する重要性がある（material）情報を開示することを要求している。本公開草案は、企業が次の事項を理解することを支援するであろう要求事項を提案している。

- 自然関連のリスク及び機会とは何か
- 自然関連のリスク及び機会が、企業の見通しにどのように影響を与え（affect）得るか
- これらのリスク及び機会に関するどの情報が、投資者が当該企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり有用であり、開示しなければならないか

提案されている不可欠な用語及び概念の定義

- 自然関連のリスク
- 自然関連の機会
- 自然関連の物理的リスク
- 自然関連の移行リスク
- 環境資源
- 生態系サービス

自然関連のリスク及び機会を識別するためのTNFDの「LEAPアプローチ」の使用

自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は、「自然関連財務開示に関するタスクフォース」（TNFD）によって2026年に公表された「自然関連課題の識別及び評価に関するガイダンス：LEAPアプローチ2.0版（以下『LEAPアプローチ』という。）」において示されているプロセスのような、体系的なプロセスに従うことが有用であると考える場合がある。「LEAPアプローチ」は、次において企業を支援する可能性がある。

- 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンを通じて、どこで自然との相互作用が生じるかを特定し（locate）、それらの所在地における自然の特性を理解する
- 企業の関連する自然に対する依存関係及びインパクトを評価する（evaluate）
- 結果として生じる、当該企業の自然関連のリスク及び機会を評価する（assess）

提案は、企業が「LEAPアプローチ」を用いることはできるが、本実務記述書の要求事項に準拠するために用いる必要はないことを定めている。[3]

3　企業が「LEAPアプローチ」を用いる場合、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」及び本実務記述書における提案された要求事項の目的並びに要求事項に従って行うことが要求されることになる。

依存関係及びインパクトと自然関連のリスク及び機会との間の関係

本公開草案は、自然関連のリスク及び機会は、環境資源及び関連する便益（生態系サービスにより提供される便益など）に対する企業及び他者の依存関係及びインパクトから生じると説明している。

本公開草案は、投資者が企業の自然関連のリスク及び機会を理解できるようにするために、企業の依存関係及びインパクトに関する情報を提供する必要がある場合があると定めている。

自然関連及び気候関連の情報のつながり

企業の依存関係及びインパクト、並びに結果として生じる企業のリスク及び機会は、気候関連の側面と自然関連の側面の両方を有する可能性がある。気候と自然との間の密接なつながりは、企業の気候関連のリスク及び機会と自然関連のリスク及び機会は相互に関連する可能性があり、企業に相乗効果及びトレードオフをもたらす可能性があることを意味する。これらのつながりは、次のものに影響を与える（affect）可能性がある。

- 企業が気候関連及び自然関連のリスク及び機会をどのように識別し、評価し、管理しているか。例えば、企業が、自然関連及び気候関連のリスク及び機会を評価するにあたり、統合されたシナリオ分析を実施する場合がある。
- これらのリスク及び機会に対応する企業の戦略。例えば、企業が、自然関連及び気候関連のリスク及び機会に対応するために、統合された移行計画を有している場合がある。

本公開草案は、自然関連及び気候関連のリスク及び機会に関する情報を、つながりのある方法で、どのように提供するかを定めている。

資産及び活動の所在地

企業は、次のことを行うにあたり、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地（それらの所在地における自然の特性を含む。）を考慮することが要求される。

(a) 自然関連のリスク及び機会の識別

(b) ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標（targets）のコア・コンテンツ領域にわたる、自然関連のリスク及び機会に関する情報の開示

本公開草案のパッケージは、企業が、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地に関連する情報を報告するために、どのように提案された要求事項を適用するかを示す4つの設例を示した付属ガイダンスを含んでいる。[4]

「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーの考慮

企業は、次のことを行うにあたって、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）を考慮することが要求される。

(a) 自然関連のリスク及び機会の識別

(b) ガバナンス、戦略、リスク管理のコア・コンテンツ領域にわたる、自然関連のリスク及び機会に関する情報の開示

本公開草案は、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーで構成される社会及びステークホルダーのカテゴリー、並びにこれらの人々との相互作用が、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会をどのように生じさせるか又はそれらへの対応をどのように支援することができるかを記述している。これらのカテゴリーは、TNFDフレームワークを活用している。企業は、これらのカテゴリーを用いて開示を提供することは要求されないものの、コア・コンテンツ領域にわたって開示の対象となる人々のグループを識別することが要求されることになる。

4　IFRS S1号を適用する場合、企業は、バリュー・チェーンの範囲を決定するにあたり、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる。

具体的な開示（指標を含む。）

IFRS S1号は既に、企業に対して、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会（自然に関連するものを含む。）について、ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標（targets）に関する重要性がある（material）情報を提供することを要求している。

本公開草案は、ISSBのリサーチにより、投資者が明確かつ共通の情報ニーズを有すると識別された領域において、自然関連のリスク及び機会に関する少数の具体的かつ追加的な開示を提案している。

自然関連のリスク及び機会への対応及び対応する計画

企業は、企業の戦略及び意思決定において、自然関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか及び対応する計画であるかに関する具体的な情報を、その対応又は計画が自然関連の移行計画の一部を構成しているかどうかにかかわらず、開示することが要求されることになる。

シナリオ分析によって情報がもたらされるレジリエンス

企業は、自然関連のリスクから生じる不確実性に対して、企業自身の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する具体的な情報を提供することが要求されることになる。この情報を提供するにあたり、企業は、自然関連のシナリオ分析を用いることが要求される。企業は、IFRS S2号における気候関連のシナリオ分析と同様の救済措置が利用可能となる。

自然関連のリスクに対する脆弱性（vulnerability）及び自然関連の機会との整合性

企業は、自然関連のリスクに対して脆弱な（vulnerable）及び自然関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージに関する情報を開示することが要求されることになる。これらの指標は、気候関連のリスク及び機会についてIFRS S2号で要求される指標と整合的である。

企業は、自然関連の物理的リスク及び自然関連の移行リスクについて、区分して情報を開示することは要求されない。企業は、次の方法が適切であると判断する場合がある。

- これらの指標における資産及び活動を所在地ごとに表示する
- これらの指標を複数の方法で分解する

「SASBスタンダード」、ESRS、「GRIスタンダード」及びTNFDの開示指標の参照

投資者が自然関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにするための適切な指標を見つけるために、IFRS S1号及びIFRS S2号とあわせて本実務記述書を適用する企業は、

- 「SASBスタンダード」に含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮することが要求される。
- 「欧州サステナビリティ報告基準」（ESRS）及び「グローバル・レポーティング・イニシアティブ・スタンダード」（GRIスタンダード）を参照し、その適用可能性を考慮することが認められる。
- TNFDの開示指標[5]を参照し、その適用可能性を考慮することが認められる。[5]

ISSB基準及び本実務記述書への準拠に関する情報

企業が本実務記述書に準拠する場合、投資者がサステナビリティ関連財務開示の作成の基礎を理解できるようにするために、この事実を開示することが要求されることになる。企業は、本実務記述書のすべての要求事項に準拠している場合にのみ、本実務記述書への準拠を主張することができる。

準拠の開示により、投資者は、サステナビリティ関連財務開示が、次のとおり作成されたかどうかを理解できるようになる。

- IFRS S1号及びIFRS S2号のすべての要求事項を適用しているかどうか
- 自然関連の開示に関して、IFRS S1号、IFRS S2号及び本IFRS実務記述書のすべての要求事項を適用しているかどうか

自然関連の目標（targets）

企業は、企業自身の戦略的目標（goals）の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業自身が設定した、又は法令により満たすことが要求されている、自然関連のそれぞれの目標（target）に関する特定の情報を提供することが要求されることになる。例えば、企業は、目標（target）が何に関連するものであるか、目標（target）及びその目的の所在地固有の側面、並びに当該目標（target）が法令により情報がもたらされているかどうか、また、もたらされている場合、どのようにもたらされているかに関する情報を開示することになる。

5　本公開草案は、新たなガイダンスとしてTNFDの開示指標を参照すること、及びIFRS S1号において既に利用可能なガイダンスとして「SASBスタンダード」、「欧州サステナビリティ報告基準」（ESRS）及び「グローバル・レポーティング・イニシアティブ・スタンダード」（GRIスタンダード）を引き続き参照することを提案している。企業は、企業がIFRS S1号の目的を満たし、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある（material）情報を提供することを支援する範囲で、また、これらのガイダンスの情報源がISSB基準又は本実務記述書と矛盾しない範囲で、TNFDの開示指標、ESRS及び「GRIスタンダード」を参照し、考慮することが認められる。

プロポーショナリティのメカニズム及び経過的な救済措置

本実務記述書は、さまざまな企業が適用できるように設計されている。

本公開草案は、提案された開示事項について、プロポーショナリティのメカニズムを提案している。これらのプロポーショナリティのメカニズムは、IFRS S2号の関連するメカニズムと整合的である。

企業は、本実務記述書に固有の、並びにIFRS S1号及びIFRS S2号において既に利用可能なプロポーショナリティのメカニズムを用いることができる。

表1及び表2は、提案された要求事項に関連するプロポーショナリティのメカニズムを要約している。

表1 - 本実務記述書に固有のプロポーショナリティのメカニズム

	過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報を限定して用いる	スキル、能力（capabilities）及び資源の考慮
自然関連のシナリオ分析	はい	はい
自然関連のリスクに対する脆弱性（vulnerability）及び自然関連の機会との整合性	はい	—

表2 - IFRS S1号及びIFRS S2号において既に利用可能なプロポーショナリティのメカニズム

	過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報を限定して用いる	スキル、能力（capabilities）及び資源の考慮
リスク及び機会の識別	はい	—
予想される（anticipated）財務的影響（effects）の決定	はい	はい
バリュー・チェーンの範囲の決定	はい	—
気候関連のシナリオ分析	はい	はい
一部の産業横断的カテゴリーにおける指標の計算	はい	—

本公開草案はまた、企業が本実務記述書を適用する最初の年次報告期間において、比較情報の開示についての経過的な救済措置も含んでいる。この救済措置は、IFRS S1号において提供される経過的な救済措置と整合的である。

その他の情報

本公開草案に対するコメントの期限は、2027年2月19日である

コメント提出者は、Open for comment ページからコメントを提出することができる。

ISSBは質問の一部若しくは全部及び提案の他の側面についての回答を歓迎する。

コメント提出者は、IFRS S1号及びIFRS S2号とあわせて、提案を考慮することが求められている。

常に最新情報を

本プロジェクトの最新の開発状況を把握し、電子メールによるお知らせに登録するため、我々の project page をご覧いただきたい。

公開草案のパッケージ

本公開草案のパッケージには次のものを含んでいる。

- 「実務記述書」案の形式で提案された要求事項
- コメント提出者への質問
- 設例を含む付属ガイダンス

本公開草案の結論の根拠には、提案を開発した際に考慮した要因の要約が含まれている。

この文書について

このスナップショットは、「IFRS基準」又は提案されている「実務記述書」の一部を構成するものではない。ISSB基準における要求事項を追加するものでも、その他の方法で変更するものでもない。この文書で表明されている見解は、必ずしも国際会計基準審議会（IASB）、ISSB又はIFRS財団の見解を反映したものではない。この文書は、専門的な助言又は投資に関する助言として依拠するべきものではない。

公式の基準等及び公表物は、www.ifrs.org において利用可能である。

Copyright © 2026 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. No part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world including 'FSA®', the 'Hexagon Device' logo®, 'IAS®', 'IASB®', 'IFRIC®', 'IFRS®', the 'IFRS®' logo, 'IFRS for SMEs®', 'ISSB®', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'International Financial Reporting Standards Foundation®', 'IFRS Foundation®', 'NIIF®', 'SASB®', 'SIC®', 'SICS®', and 'Sustainable Industry Classification System®'. Further details of the IFRS Foundation's trade marks are available from the IFRS Foundation on request.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in London.

© IFRS財団 2026

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

IFRS財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、'FSA®', the 'Hexagon Device' logo®, 'IAS®', 'IASB®', 'IFRIC®', 'IFRS®', the 'IFRS®' logo, 'IFRS for SMEs®', 'ISSB®', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'International Financial Reporting Standards Foundation®', 'IFRS Foundation®', 'NIIF®', 'SASB®', 'SIC®', 'SICS®', and 'Sustainable Industry Classification System®'が含まれている。IFRS財団の商標についてのより詳細な情報は、必要に応じてIFRS財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所をColumbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HDに置いている。

IFRS Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**
Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including ‘FSA®’, ‘IASB®’, ‘IFRS®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘ISSB®’, and ‘SASB®’. For a full list of our registered trade marks, visit www.ifrs.org.

Copyright © 2026 IFRS Foundation

